

社会福祉法人藤聖母園役員等に関する報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人藤聖母園(以下「当法人」という。)定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員(理事及び監事)及び評議員(以下「役員等」という。)の報酬等について必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

(1) 常勤役員については、報酬、賞与及び退職手当

(2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬(賞与及び退職手当を除く。)

2 常勤役員に対する退職手当は、役員として円満に任期を満了し、又は辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬については、別表第1に定める額

(2) 賞与については、別表第2に定める額

(3) 退職手当については、別表第3に定める算式により算出される額

(4) 通勤手当については、職員給与規程に準じた額

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬については、別表第4に定める額とする。

(交通費の支給)

第5条 市外の非常勤役員等には、前条に定める報酬のほか、交通費を支給することができる。

(報酬の不支給)

第6条 当法人職員を兼務し、職員給与の支給を受けている役員に対しては、本規定に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

(1) 報酬については、毎月20日とする。その日が休日に当たるときは、職員の例に準じた日

(2) 賞与については、6月及び12月

- (3) 退職手当については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後 30 日以内
- 2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度支給する。
- 3 報酬等は、法令の定めるところ控除すべき金額及び本人からの申し出があったときは、立替金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第 8 条 新に常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 本条第 2 項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第 9 条 前条第 3 項の規定により、計算金額に 1 円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50 銭未満の端数については、切り捨てた額
- (2) 50 銭以上 1 円未満の端数については、これを 1 円に切り上げた額

(公表)

第 10 条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第 11 条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(必要事項)

第 12 条 この規程の実施に関し、必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めるものとする。

附 則

(実施期日)

- 1 この規程は、平成 29 年 6 月に開催される定時評議員会において決定された日から実施し、同年 4 月 1 日から適用する。

(旧規程の廃止)

- 2 藤聖母園役員等の報酬規程（平成 17 年 9 月 21 日制定）は、廃止する。

附 則

(実施期日)

この規程は、平成 30 年 3 月 28 に開催される臨時評議員会において決定された後、同年 4 月 1 日から実施する。

別表第1（第3条関係）

常勤役員の報酬

役職名	報酬の額
理事長	① 月額 250,000 円 ② 役員手当 (①×20%)
常務理事	① 月額 220,000 円 ② 役員手当 (①×15%)
理事	① 月額 180,000 円 ② 役員手当 (①×10%)

備考 役員手当は報酬月額の支給日に支給する。

別表第2（第3条関係）

常勤役員の賞与

支給時期	報酬の額
6月の賞与	報酬月額×2.0か月分
12月の賞与	報酬月額×2.3か月分

上記 賞与については経営状況により、減額することがある。

別表第3（第3条関係）

常勤役員の退職手当算定式

最終報酬月額×在任年数×係数（1~10年 0.9 11年~1.0）

* 上記在任年数は、1か年単位とし、1か月未満は1か月に切り上げる。

別表第4（第4条関係）

非常勤役員等の報酬

評議員	評議員会への出席	日額 8,000 円
	上記の他、法人及び施設業務のための出勤	日額 8,000 円
理事	理事会等会議への出席	日額 8,000 円
	上記の他、法人及び施設業務のための出勤	日額 8,000 円
監事	監事監査等への出席	日額 8,000 円
	上記の他、法人及び施設業務のための出勤	日額 8,000 円